

5 足監発第 1 8 5 6 号 令和 6 年 3 月 2 6 日

足立区議会議長 工 藤 てつや 様 足 立 区 長 近 藤 やよい 様 足 立 区 教 育 委 員 会 様

足立区監査委員綿谷久司同野作雅章同長沢興祐同いいくら昭

令和5年度 定期監査(工事)結果報告書の提出について

地方自治法第199条第1項、第2項及び第4項の規定に基づき実施した令和5年度定期監査(工事)の結果報告書を、同条第9項及び第10項の規定により下記のとおり提出します。

記

令和5年度 定期監査 (工事) 結果報告書

1 監査対象工事及び監査実施日等

対 象 工 事	技術調査実施日	委員監査実施日	対 象 課	
			所 管 課	工事担当課
東綾瀬中学校改築工事	令和6年 1月10日(水)		学校運営部 学校施設管理課	施設営繕部 東部地区建設課

2 監査範囲

主として令和5年度分の工事

3 監査実施方法

監査資料に基づき対象課から説明を聴取し質疑を行うとともに、工事施工 場所において関係職員、受託事業者の立会いを求め現場実査を行った。

なお、専門的技術分野に関する事項については、「公益社団法人 大阪技 術振興協会」に技術調査を委託し、その調査報告を参考とした。

4 監査結果

監査した限りにおいて、指摘事項等は特になし。

5 監査委員意見

公益社団法人 大阪技術振興協会による技術調査報告における所見・提言、 現場実査及び監査資料に基づく質疑等の結果を踏まえ、以下の点について、 今後実施される工事に反映させ、より安全かつ効率的な施工に尽力されるこ とを望む。

(1) 工事の進捗管理について

分離発注である建築、電気設備、空調設備及び給排水衛生設備の各工事 については、事業者、監督職員、設計及び監理者が、関連工事との調整を 密に行い、工事進捗について認識を共有するなどにより、工事を効率的に 進めることが重要である。

本工事においては、全体実施工程表において、主体となる建築工程と設備工程との関連作業の接点が表現されていないため、関連工事に対する把握及び調整が十分とは言えない部分がある。建築工程を基準として、各設備工程との関連を同一の工程表に反映させて作成し、目につきやすい場所に掲示することで、施工に対する現状を工事関係者全員に周知させるとともに、工程上のマイルストーンや個々の工事内容の進捗状況を点検し把握した上で、工程上の遅延に対する改善策をその都度明示させることが望ましい。

(2) 第三者に対する賠償責任保険加入について

建築、電気設備、空調設備及び給排水衛生設備の各工事事業者に対し、 第三者に対する賠償責任保険の付保は任意となっていることから、未加入 の工事事業者が認められる。不測の事態に備え、今後は、各工事事業者に 対し、仕様書により保険加入を義務付けることを検討されたい。

以上